

令和5年度国民年金システム標準化研究会ベンダー分科会
(第一回) 議事概要

日時：令和5年9月13日(水) 14:00~16:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

| | |
|-------|--|
| 長友 悟 | 株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長 |
| 浅野 伸也 | 株式会社TKC 住民情報システム技術部(深谷 瞬 株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部 チーフの代理出席) |
| 川江 祐介 | 日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任 |
| 西澤 那智 | 株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹 |
| 大村 周久 | 富士通Japan株式会社ソリューション開発本部社会保障フロントソリューション事業部標準化HQグループ 部長 |
| 黒田 隆史 | 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任技師 |

(オブザーバー)

| | |
|--------|------------------------------|
| 千葉 大右 | デジタル庁 地方業務標準化エキスパート |
| 池端 桃子 | デジタル庁 地方業務標準化エキスパート |
| 外園 暖 | デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐 |
| 水村 将樹 | デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐 |
| 伊藤 竜也 | デジタル庁 統括官付参事官付 |
| 堂前 昭彦 | 日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長 |
| 地藤 学 | 日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長 |
| 前田 賢一郎 | 日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長 |
| 高柳 淳一 | 日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グループ長 |
| 島添 悟亨 | 厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐 |
| 巢瀬 博臣 | 厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐 |
| 若松 藍子 | 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐 |
| 濱村 明 | 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐 |
| 平山 宏昌 | 厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官 |

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第1回研究会の振り返り
 - (2) 今後の検討内容(事務局案)
 - (3) 今後のスケジュール及び予定

(4) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

- 本日は議論を実施する場としているため、司会進行は事務局にて実施する。(事務局)
- 研究会構成員のうち、ワーキングチームの構成員を除いた方が参加となる。出席者については開催要綱のベンダー分科会の中で記載しているため、ご紹介・ご挨拶は割愛する。(事務局)

2. 議事

(1) 第1回研究会の振り返り

- 資料1を用いて説明する。7月3日に開催した研究会の全体概要として、有識者・自治体・ベンダーの皆様にご参加いただき、事務局にて令和4年度検討経緯の振り返り及び令和5年度の検討の進め方についてお示しした。「昨年度の検討経緯の振り返り」として、令和4年度の取り組み内容と申し送り事項についてご説明した後、「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」で、令和5年度の取り組み内容とスケジュールについてご説明した。(事務局)
- 2. 「昨年度検討経緯の振り返りについて」の説明内容を振り返らせていただく。令和4年度は大きく分けて2つのステップで検討を実施した。1つ目のステップとして、令和4年8月に初版である標準仕様書(1.0版)を策定した。1.0版策定までの流れとしては、令和3年度に作成した標準仕様書のたたき台をベースに、令和4年5及び6月にて実施した意見照会の結果を取り込み、8月に公表した。2つ目のステップとして、令和4年9月以降、標準仕様書のブラッシュアップを目的に1.1版の策定を実施した。申し送り事項について、ワーキングチームやベンダー分科会での討議を踏まえ、令和5年1月に改版箇所に対し意見照会を実施し、いただいたご意見を反映するとともに、横並びで領域間の内容調整をデジタル庁経由で実施したうえで3月に1.1版を公表した。(事務局)
- 令和4年度からの申し送り事項について振り返ると、①年金機構システムとの連携、②基幹業務共通機能仕様、③その他がある。①については、年金機構から連携される情報の取り扱いに関する中長期的な課題となるご意見や、公共サービスメッシュといった政府全体のデジタル化の推進に向けての自治体と年金機構間の情報連携に関する対応を検討事項(案)として取り上げている。②については、領域間で共通する機能について、他領域と整合を取るために国民年金システムの標準仕様書に反映が必要なものがないかの確認と対応を取り上げている。③その他について、標準仕様書の精度向上のための各種検討として、標準仕様書の記載等に関するご意見についての対応を検討事項(案)として取り上げている。(事務局)
- 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の振り返りについて、まず標準化全体スケジュールを説明した。令和5年度の制度所管府省の取り組みとしては標準準拠システムへの移行支援と制度改正の対応といった2つの活動が存在する。基本的には制度改正等を契機に標準仕様書を適宜見直し、更新することが令和5年度の活動となる。(事務局)
- 次に、「令和5年度全体スケジュール(国民年金領域)」にて令和5年度の進め方を説明した。流れとしては第一回研究会で令和5年度の進め方について説明し、その後開催予定の第一回、第二回ワーキングチーム・ベンダー分科会にて具体的な見直しの内容について討議を実施し、第二回研究会では討議した内容の合意形成を図る、といった進め方になる。(事務局)

- 具体的な検討内容については P11 以降で記載しているが、検討内容の説明前にその前提となる考え方を示した。令和 5 年度における標準準拠システムへの移行支援にあたり、令和 5 年 6 月 16 日にデジタル庁HPにて公表された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」にて示された運用に沿って対応する。対応のポイントについてそれぞれ説明すると、項番 1 については、標準仕様書に則り標準準拠システムに反映させる日付を適合基準日として設定し、制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、その基準日の 1 年前までに標準仕様書の見直しを実施することを示している。項番 2 については、制度改正以外の事情での見直しは年に 1 回のタイミングで標準仕様書に反映することを示している。ただし、令和 7 年度末の移行支援期間までは、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わない。項番 3 については、データ要件・連携要件は、標準仕様書の機能要件の見直しを契機として改定を行うことを示している。項番 4 については、見直し内容の標準仕様書への反映の基準日は原則として、8 月 31 日と 1 月 31 日としている。なお、緊急度の高い対応が必要な場合はデジタル庁と調整のうえ、適宜個別に日付を変更する可能性はある。項番 5 では、適合基準日の運用について示し、項番 6 及び 7 は主に、自治体・ベンダーとのやり取りをしている PMO ツールにかかる項目となる。項番 6 では、自治体・ベンダーからの疑義等は PMO ツールにて対応することを示している。項番 7 では、標準仕様書の明らかな誤りや解釈等の記載に関する疑義に対して、改定ではなく正誤表での対応とすることを示している。(事務局)
- 次に正誤表で対応できる内容が何か、について説明した。あきらかな誤記の訂正や説明の補記といった内容については正誤表での対応となる。一方で、ベンダーの開発や自治体の要件定義等に支障をきたす恐れがある内容や実装タイプの誤り等については、正誤表での対応には含まないことを説明した。(事務局)
- 次に、令和 5 年度に国民年金領域では何を取り組むのか、といったことについて検討テーマ案を説明した。検討テーマ案は、業務機能の追加として①新規機能・帳票の追加、②新規業務（及び機能・帳票）の追加、業務機能の見直しとして③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化、④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映、⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応、そして他の領域との整合をあわせることを目的とした、その他追加・見直しとして⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応の 7 つに区分した。(事務局)
- 最後に令和 5 年度の検討テーマ案ごとの対応方針を示した。①新規機能・帳票の追加、②新規業務（及び機能・帳票）の追加については、制度改正等の政策上必要と判断される見直し以外は原則対応しない考え方にに基づき、令和 5 年度の対応は原則しない、あるいは該当する事項がない。③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化については、令和 5 年度対応が必要な検討テーマであり、特に正誤表で対応していく部分についてはブラッシュアップが必要と考えている。④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映については、現時点での対応はないが、必要に応じてデジタル庁や年金局と協議を実施した上で、改定を検討する。⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応については、中長期的な課題として令和 5 年度の検討テーマからは外している。⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応については、デジタル庁が修正や整備を実施した場合は対応する。具体的には、今年 6 月 16 日に示された標準仕様書の機能要件の様式変更などがあげられる。以上が令和 5 年度の取り組みとして前回の研究会で説明した内容である。(事務局)
- 第一回研究会の振り返りについて、ご質問等あればいただきたい。(事務局)

○ご意見等については特段ないと理解した。(事務局)

(2) 今後の検討内容(事務局案)

- 資料2を用いて説明する。標準仕様書見直しにあたっての方針をご説明した上で、正誤表にて取り組む内容、また正誤表以外で取り組む内容とその考え方について説明する資料になる。(事務局)
- 目次1.「標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理」では、令和5年度の見直し方針について説明する。現在、令和5年3月31日に標準仕様書(1.1版)を公表し、仕様書に基づいてベンダー及び自治体は標準準拠システムへの移行の準備を進めていただいている状況である。その状況下で大きな仕様の見直しが発生した場合、作業等の手戻りが発生し、全国自治体の標準化対応の完了期限である令和7年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そこで、期限までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けることを令和5年度の見直し検討の考え方とした。その考え方に基づき、標準仕様書として誤っている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、自治体やベンダーの標準化移行支援に資する対応は令和5年度中の検討内容とし、令和7年度の標準化完了までにシステムへの取込みを目指す。一方、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見に基づいて業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件については令和6年度以降に継続的に検討のうえ、令和7年度の標準化完了後にシステムへの取込みを行うことを見直し方針として定めた。(事務局)
- 見直し方針に基づいて具体的な取り組み対象の切り分けを行った。令和5年度中の取り組み対象は、意見照会・申し送り事項の中で標準仕様書に定義している業務の範囲内である事項と領域間の整合作業とした。また意見照会、申し送り事項に関して、正誤表の要件に該当する者は正誤表、該当しないものは改定案をお示しする対応をとる。次に令和6年度以降の取り組み対象としては、法令・制度改正対応と意見照会・申し送り事項の中で標準仕様書に定義していない業務を前提とした事項の2つになる。法令・制度改正対応について補足すると、現時点では令和5年度中の改正予定はないため、令和6年度以降の対応とした。(事務局)
- 目次1.標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- 今年度は仕様書に大きな影響がない範囲で、修正が必要不可欠と思われる内容に焦点を当てて対応する方針と理解した。その方針に異論ない。(構成員)
- 今年度は標準仕様書(1.1版)を対象として、令和7年度末を期日に対応すべき要件について検討する、と理解した。(構成員)
- ご認識のとおり、令和7年度末が適用基準日となる内容を改定案としてお示しする。なお、令和8年度以降の適用基準日とする内容についても改定案として提示、と説明したが、検討内容によって検討次期及び適用基準日を分けていることを補足させていただく。(事務局)
- 改定案は令和7年度末までに取り込む必要がある認識で良いか。(構成員)
- 「移行期間において標準仕様書の見直しが必要な内容の取り込み」に該当する検討内容は令和7年度末までの対応が必要となる。(事務局)
- 令和5年度以降に検討する改定案は、令和7年度末までの移行完了を実現するために必要な事項と判断し、正誤表で対応することを検討していたが、デジタル庁が示した基準に従うと、正誤表で対応できる内容ではなかったことから、改定案として示すこととした。一方、

現在の標準仕様書では定めていないものの業務改善等の利便性に資する内容は、令和8年度以降に標準準拠システムに取り込むことを前提に、令和6年度以降に検討する改定案として示した。(オブザーバー)

- 承知した。発出するタイミングは随時になるか。(構成員)
- ご認識のとおり。(オブザーバー)
- 承知した。(構成員)
- 改定案は案として周知するのであって、厚生労働省からの正式な公表といった取り扱いにはならないのか。ベンダーとしては何を根拠に開発するのかが非常に重要となる。案としての取り扱いになる場合、開発に反映することが難しい場合がある。(構成員)
- 改定案の取り扱いについては、デジタル庁と協議をした上で、正式に回答する。(オブザーバー)
- 承知した。(構成員)
- 介護保険等の他の業務領域と進め方に相違がある。他の業務領域では、3月末の改版に向けて修正内容が検討されているが、国民年金領域では改定案のまま周知をし、自治体・ベンダーは改定案に従って対応する、と見受けられる。他の業務領域との整合を取った進め方を検討いただきたい。(構成員)
- 皆様からいただいた意見をもとにデジタル庁とも協議を実施した上で、別途改定案の取り扱いについて回答する。(オブザーバー)
- 改定案の内容については、正式に改版としての公表をお願いしたい。(構成員)
- 富士通 Japan、株式会社R K K C Sと同様の意見である。(構成員)
- 同様の意見である。(構成員)
- 同様の意見である。(構成員)
- 同様の意見である。(構成員)
- 改定案の立て付けを改めて整理した上で回答する。(事務局)

- それでは、次の目次 2. に進む。(事務局)
- 目次 2. 「正誤表の取り組み」として、まず対応範囲は前回の研究会でもお示したとおり、明らかな誤記の訂正やデータ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正、また機能要件の補記としている。正誤表の発出時期は随時としており、進め方としては研究会構成員にメール等で共有しご確認いただく予定である。(事務局)
- 次に、正誤表での対応/対応外の切り分けについて、具体的に説明する。改版や標準仕様書の見直しにあたってのインプットは令和4年度の意見照会結果、申し送り事項、領域間の整合作業、法令・制度改正対応、自治体・ベンダーからの指摘（PMO ツール経由分）の5つがある。この中で正誤表での対応範囲に該当する内容は、令和4年度の意見照会結果及び自治体・ベンダーからの指摘（PMO ツール経由分）からの管理項目不整合や不明瞭といったご意見となる。一方、申し送り事項については中長期的な議論が必要であること、領域間の整合作業については1.1版の策定時点で標準化全体に共通する事項及び横並び調整方針に準拠したのとなっていること、法令・制度改正対応については改定での対応となることから正誤表の対応範囲外とした。なお、領域間の整合作業については、標準化全体に共通する事項及び横並び調整方針が見直される場合に当該内容に沿って改定による対応を行う。(事務局)
- 令和4年度の意見照会結果の中で令和5年度正誤表に取り上げたご意見について、その対象選定基準と選定結果を説明する。まず、意見照会結果の見方についてであるが、自治体から

の意見発出理由及びその意見を踏まえた標準仕様書の修正案を記載したのが「理由詳細/修正後」、年金局としての対応内容を記載したのが「対応方針」、対応方針の内容を具体的に記載したのが「対応内容・討議事項・コメント」である。次に意見照会からの正誤表対象選定基準について説明する。1つ目の選定基準は、「理由詳細/修正後」の項目に、「誤記に関する指摘」や「データ項目との差分」、「要件の明確化」に関する内容が記載されているご意見を取り上げた。次に「対応方針」で「機能帳票一覧を修正」等が記載されており、令和4年度中に対応が完了している区分のご意見は正誤表での対応外とした。また、「対応内容・討議事項・コメント」で「今後の改版の参考とする」と回答した意見についても、議論のうえ改定の要否を検討するため対応外とした。3つの選定基準を満たしたご意見を、「誤記についての指摘」、「管理項目不整合」、「要件が不明瞭という意見」に分類した。該当するご意見数は全部で5件あり、それぞれの内訳についてお示しすると、「誤記についての指摘」は0件、「管理項目不整合」は3件、「要件が不明瞭という意見」は2件となった。また令和4年度の意見照会とは別に、PMO ツール経由での自治体・ベンダーからのご指摘から選定基準に該当するご意見を一部抜粋して提示する。内容について簡単に紹介させていただくと、No.1では標準仕様書とデータリスト間での「管理項目不整合」、No.2は「誤記についての指摘」、No.3は「管理項目不整合」のご意見となっている。(事務局)

○目次2. 正誤表の取り組みについて、ご質問等あればいただきたい。(事務局)

○特段意見はない。(構成員)

○同様に意見はない。(構成員)

○同様に意見はない。(構成員)

○同様に意見はない。(構成員)

○同様に意見はない。(構成員)

○同様に意見はない。(構成員)

○それでは次の目次3.に進む。(事務局)

○目次3. 「令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み(改定案)」では、改定案の対応は令和5年度からの取り組みであることを踏まえて、改定案の考え方と進め方についてお示しする。その上で、具体的な改定案の内容についてもお示しする。(事務局)

○まず改定案の考え方について説明する。デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づき、令和8年4月1日までの移行完了を目指すために制度改正以外の理由による標準仕様書の改定は実施しない方針のもと開発等を進めていただいているが、現在の標準仕様書の一部において各機能要件間の平仄があっていないこと等により円滑な移行の妨げになっているご指摘をいただいている。そこで、自治体やベンダーが円滑に移行完了するための支援を改定案としてお示しすることとした。なお、本対応はデジタル庁に相談、協議した上で検討したものである。次に、改定案の進め方として、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて対応方針をご提示、また並行して事務局にて改定案を作成のうえ、第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会で構成員に改定案をご確認いただき、第二回研究会で改定案のご報告と最終化を実施する。その後、改定案の周知を行うことを予定している。なお、令和5年度は改版ではなく改定案での対応をするため、意見照会を実施しない。(事務局)

○改定案の考え方に基づき、どの検討テーマを改定案として対応するか、またテーマごとに対象/対象外とした理由についてご説明する。①新規機能・帳票の追加について、現在の仕様書

に定義していない業務についての意見であることから、見直しの考え方に基づいて対象外とした。②新規業務（及び機能・帳票）の追加については、該当する意見をいただいていないため対象外とした。③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化については、現在の仕様書に定義している業務に対する意見のため、対象とした。④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映については、必要に応じ対象とするが、現時点では令和5年度中の改正予定はないため対象外とした。⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応については、中長期的な課題であることから、対象外とした。⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応については、どちらもデジタル庁が方針等を示した場合の対応となるため、対象外とした。（事務局）

○次に対象としたテーマの中で、意見照会でいただいた意見を分類し、対象年度を切り分けた結果をお示しする。16個のカテゴリで意見を分類し、その中で「システム連携に関する要件整理」と「裁定請求・受給者情報の管理範囲」に関するご意見を令和5年度の対応事項とした。（事務局）

○令和5年度の対応事項について、ご意見及び改定案を具体的にご説明する。まず「システム連携に関する要件整理」では、ご意見として主に2ついただいた。①住民記録システムの住民情報について、海外転出に伴う資格喪失の申出後の対応のために転出先住所、また廻りの届出などにおいて必須の確認事項である届出日、異動日の項目を保持可能としてほしい。②住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できる機能をオプションとしてほしい、といったご意見である。これらのご意見に対して、事務局からの改定案を対応事項として記載した。①のご意見については、海外転出に伴う資格喪失の申出については機能 ID2600128 等で転出予定日、転出先（国名等）を連携するよう記載しているが、機能 ID260069、260391、260071（以下、機能 ID260069 等とする）の連携項目には記載されていないため、平仄をあわせて追加、また遡及対応の場合に使用する項目として、機能 ID260069 等に届出年月日、異動日を追加することを改定案としてお示しする。また②のご意見については、各自治体の規模や業務設計等により、必ずしもバッチ処理を必要とせず、開発費用・期間、運用費用の観点から各自治体の状況に応じて最適な方法を取るべきと考え、機能 ID0260391 の実装区分をオプションに変更することを改定案としてお示しする。また具体例として、現状の標準仕様書と対応事項を反映したあとの標準仕様書の比較を添付する。次に、「裁定請求・受給者情報の管理範囲」でも、ご意見として主に2ついただいた。①年金に係る受給年金情報の登録・追加・修正・削除・照会機能について、管理項目の追加（特別障害給付金未支払金/特別障害給付金受給資格者死亡届/年金受給権者死亡届）を希望、②裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会機能についての管理項目の追加（死亡年月日）を希望、といったご意見である。①のご意見への改定案としては、特別障害給付金未支払金は申請頻度が低く、また事務処理基準に掲載がないため、管理項目としては追加せずメモ機能等で代用し、特別障害給付金受給資格者死亡届/年金受給権者死亡届は、いずれも届書であること、また当該届出の内容も含めた受給年金情報の登録・追加・修正・削除・照会機能は機能 ID260272 にて定義していることから、改版は不要とした。また②のご意見については、死亡年月日は住民記録システムの戸籍情報を正として処理をしており、裁定請求書の届出書にも死亡年月日の記載項目は存在しないため、機能 ID260274 にて管理項目の追加ではなく、住民記録システム連携にて死亡年月日を表示する修正とすることを改定案としてお示しする。裁定請求・受給者情報の管理範

- 囲についても、具体例として、現状の標準仕様書と対応事項を反映したあとの標準仕様書の比較を添付する。(事務局)
- また意見照会のご意見に対しての改定案に加えて、PMO ツール経由でのご意見・質問の中で実装類型の変更等といった正誤表での対応に該当していない内容についても、改定案での対応となることを補足する。(事務局)
 - 目次 3. 令和 5 年度の検討における正誤表以外の取り組み (改定案) について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
 - 目次 1 のコメントの繰り返しになるが、改定案の取り扱いを検討する際は、どの標準仕様書で開発を進めるかを明確にするために、版数管理が重要となるため、版数管理の観点からも検討いただきたい。(構成員)
 - 承知した。(事務局)
 - ③-5 システム連携に関する要件整理のご意見②は、実装類型を必須からオプションに変更する内容であるが、機能を使う自治体、使わない自治体があることから、オプションに変更することで令和 7 年度までの移行に寄与すると判断したが、オプションに変更することによって令和 7 年度末までの移行に向けたスケジュールに影響するかベンダーの皆様のご認識を確認したい。(オブザーバー)
 - 必須からオプションに変更することは開発上影響ないと評価しているため、当変更には異論はない。また他の改定案についても同様の評価をしている。ただし、今回の改定案には含まれていないようだが、オプションから必須への変更は移行期限までの完了に影響が生じる可能性があるため、その場合は別途協議いただきたい。(構成員)
 - 承知した。改定案について補足すると、ベンダーの作業を最適化および具備すべき機能を実装することを目的に示している。改定案の取り扱いについては改めて整理した上で、回答をする。(オブザーバー)
 - 富士通 Japan と同様の意見である。(構成員)
 - 同様の意見である。(構成員)
 - 同様の意見である。(構成員)
 - 同様の意見である。(構成員)
 - 実装類型の変更については、同様の意見である。一方、管理項目・連携項目の追加は内容によって開発に影響が生じる場合もある。(構成員)
 - 承知した。管理項目等の変更についてはより慎重に検討する。(事務局)

 - それでは次の目次【参考】令和 6 年度以降検討事項 (案) に進む。(事務局)
 - 令和 6 年度以降対応する事項として、【参考】令和 6 年度以降検討事項 (案) について説明する。令和 4 年度の意見照会にていただいたご意見のうち、令和 5 年度検討の対象外である業務の効率化、システム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等といった仕様の見直しや機能の新規追加が必要となる内容について、令和 6 年度以降の検討事項として取り上げ、移行完了後の令和 8 年度以降にシステムへ反映いただく。令和 6 年度以降の検討対象となるご意見を検討テーマ別に分類した結果、①新規機能・帳票の追加と③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化が対象となった。なお、④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映、⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応、⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項の整備への対応、については、必要に応じ検討することとし、②新規業務 (及び機能・帳票) の追加は該当するご意見が存在しないため対象外とした。その上で、検討テーマ

に対応する意見を整理した結果、令和6年度以降の検討事項として「「書かない窓口」の推進」、「標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し」、「自治体で管理する被保険者情報・統計機能の見直し」の3つの事項に分類した。(事務局)

- まず「「書かない窓口」の推進」について、ご意見と検討事項(案)を説明する。令和5年1月の意見照会にて、新規機能・帳票の追加と押印・電子印に関する要件整理といった2つのご意見をいただいている。新規機能・帳票の追加では、「国民年金免除・納付猶予取消申請書」「国民年金保険料学生納付特例不該当届」は使用頻度が低く現状の標準仕様書では定義をしていないが、法定受託事務として市町村の窓口で対応する必要がある等といった理由から、出力できるようにしてほしい、といったご意見、また押印・電子印に関する要件整理では、外部帳票の印刷時に自動で受付印を印字する機能を追加してほしい、といったご意見をいただいている。いただいたご意見は、届出書様式の出力帳票の追加、また受付印の印字機能を求めるものと整理できたが、どちらも紙による業務を前提としたご意見である。現在自治体の一部において、業務改革の一環として電子入力・申請といったチャネルを追加する「書かない窓口」を推進している。国民年金標準化の中でも、同様の取組を令和6年度以降に検討することを検討事項(案)として取り上げた。(事務局)
- 次に「標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し」では、実装類型を「オプション」から「必須」、またはその逆への変更を希望するご意見を取り上げている。実装類型は、令和4年度で検討した結果に基づき定義しているが、令和8年度以降の取り込みを前提に、実態に見合った実装類型の見直しを検討事項(案)として取り上げた。(事務局)
- 最後に、「自治体で管理する被保険者情報・統計機能の見直し」について、管理項目の追加や年齢到達による被保険者記録の自動喪失処理機能の追加、統計機能の追加といったご意見をいただいている。管理項目の追加については、各自治体の業務の実態を確認した上での必要な管理項目の整理に関して検討、また統計機能の追加については、現在EUC機能の活用を基本としているが、必要な統計機能を別途定義することの可否等に関して検討事項(案)として取り上げた。(事務局)
- 【参考】令和6年度以降検討事項(案)について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- 現時点で特段異論はないが、令和6年度以降の議論の中ですべての意見を取り上げることは難しいため、意見の選定基準含め、改めて、検討の進め方を議論する必要があると考える。また令和7年度末の移行完了期限まで、現在の標準仕様書(1.1版)にて自治体・ベンダーは開発を進めているため、手戻りが発生しないように機能の追加や実装類型の変更等について、より慎重に検討をしていきたい。(構成員)
- 承知した。(事務局)
- 特段意見はない。(構成員)
- 検討した結果システムに取り込まない場合もあるのか。(構成員)
- 業務効率化や自治体・国民の利便性向上が望められる要望は取り込むことを検討するが、検討の結果、寄与しないと結論づけられた意見は取り込まない。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- 特段意見はない。(構成員)
- 特段意見はない。(構成員)
- デジタル庁発出の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」にて「令和5年(2023年)4月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和7年度(2025年度)までの適合が制

度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度（2026年度）以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする」方針が示されている。一方で当検討会では令和5年度に検討する内容は令和7年度末までにシステムに取り込むことを方針としている。他業務領域の進め方と平仄をあわせて、システムへの適合時期等をご検討いただきたい。（構成員）

- 自治体ベンダーの開発に寄与する対応になるよう、デジタル庁及び年金局と協議する。（事務局）
- 承知した。（構成員）
 - （3）今後のスケジュール及び予定
- 資料3の今後のスケジュール及び予定資料を用いてご説明する。その後、正誤表と改定案の準備を進め、11月頃に第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会で提示し協議を実施する。協議を踏まえて、12月頃の研究会にて最終的な改定案等を報告予定である。なお、今年度は改版ではなく改定案を策定するため、意見照会を実施しないこととする。改定期間について年金局、厚生労働省と調整をした上で、そのタイミングにあわせて意見照会を実施する。（事務局）
- 最後に、第二回ワーキングチームの議事次第（案）についてご説明する。第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会の討議結果を共有する。改定案については、別途議題を整理する。最後に、今後の進め方として第二回ワーキングチーム以降のスケジュールをご説明することを予定している。（事務局）
- 今後のスケジュール及び予定について、ご質問等あればいただきたい。（事務局）
- ご意見等については特段ないと理解した。（事務局）
 - （4）その他
- 議事等特になし。

3. 閉会

- 本日の議論を踏まえて更新等が生じた場合は、別途ご連絡する。また、本日の討議であがった改定案の取り扱いに関する検討にあたって個別でご連絡した場合には、ご対応いただきたい。（事務局）

以上